慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	事業者団体とカルテル: 独占禁止法八条一項一号と三条との関係を中心にして						
Sub Title	Trade association activities and antitrust law						
Author	金子, 晃(Kaneko, Akira)						
Publisher	慶應義塾大学法学研究会						
Publication	1971						
year							
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and						
	sociology). Vol.44, No.7 (1971. 7) ,p.38- 71						
JaLC DOI							
Abstract							
Notes	論説						
Genre	Journal Article						
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710715-0038						

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

事 業 者 团 体 とカルテル

独占禁止法八条一項一号と三条との関係を中心にして――

子

金

晃

はじ め K

呵 Ξ =

わ

従来の審決批判と学説の動向

公正取引委員会の態度と問題点

事業者団体の競争制限行為に対する法制の沿革とその性格

はじ

め

囲において果たして公正取引委員会による私的独占禁止法の解釈、 一応安定したということができよう。と同時に、独占禁止法の限界も明らかになつてきた。しかし、理論的に適用可能な範 昭和二二年に独占禁止法が制定されてからすでに二十数年が経過した。公正取引委員会による独占禁止法の解釈、 運用が法の本来の目的(社会的、 政治的、 なかんずく経済的 運用も

Ļ 得るかについて詳細な検討を行なうことが現在最も必要であると考えられる。このような観点すなわち法の効果的執行とい 止法八条一項一号と三条後段との関係、すなわち事業者団体とカルテルとの関係を取り上げ、この点についての審決を検討 に望ましい成果を得るために自由かつ公正な競争秩序を維持すること)を効果的に果たして きたかは、大いに問題の 余地がある。ま(1) た激しく変動する経済現象に直面して従来の法の解釈、運用を改善することによつてどこまで競争的市場構造の維持をなし 効果的法の執行 (administration) の立場から、法の解釈、運用はいかにあるべきかを追求することを目的とするものであ 従来の公正取引委員会の独占禁止法の解釈、運用を検討してみようと考えた。本稿はその一つとして、(2)

(1)に公正かつ自由な競争秩序の維持は考えられないだろう。 我国産業構造(市場構造)における事業者団体の重要性である(第1表参照)。事業者団体の行為に対する適切な規制なし

る。

特にこの問題を取り上げた理由は次の諸点にある。

- (2)重を占めているということである。このことは、事業者団体を中心にした反競争的行為がいかに多いかを 示している(第 事業者団体による独占禁止法八条一項一号違反事件が、公正取引委員会が処理した独占禁止法違反事件の中で大きな比
- (3)情報交換カルテル、意識的平行行為等。 寡占的市場における事業者団体を中心とした反競争的行為が重要な独占禁止法上の問題となつてきていること、例えば
- (4)う点から考えた場合妥当であると考えられない。 以上の情況の中で、従来の公正取引委員会の法の解釈、 適用(事業者団体によるカルテル行為を単に事業者団体の行為として 事業者団体に対してのみ排除措置を命ずる) が、 事業者団体を中心にした反競争的行為の規制として、 効果的とい
- (5) 審決研究で個別的にこの問題が取り上げられることはあるが、全体的分析はいまだされていない。

事業者団体とカルテル

以下、事業者団体とカルテルについて検討することにしよう。

年度	3条 後段	8条1 項1号	8条1 項3号	8条1 項4号	8条1 項5号
22	4			'	
23	2				
24	5				
25	25			1	
26	3				
27	5				
28	1	1		4	
29	0	0		1	
30	5	1		0	1
31	1	2		0	0
32	2	0	1	3	4
33	0	1	0	1	1
34	0	1	0	0	0
35	0	0	0	1	1
36	0	1	0	1	0
37	0	8	2	0	2
38	2	17	0	1	4
39	9	18	0	1	2
40	1	13	1	8	4
41	0	13	0	3	1
42	1	5	0	1	1
43	6	14	0	6	4
44	3	18	0	5	3
	75	113	4	36	28

(公正取引委員会審決集16巻より作製)

株 業 906 906 495 495 495 495 495 数 業 1 1 1 1 - 121 121 121 121 121 121 121 1										
世 別 成立変更解散加数現存数現存数現存数 現存数 現存数 現存数 現存数 現存数 現存数 現存数 現	**	\	区	4	44	年	度	実増	43年度	45.3.31
株 業 906 906 495 495 495 495 495 495 495 495 495 495	ж 	種児	IJ	<u>"</u>	成立	変更	解散	加数	現存数	現存数
任 水 産 業 ー ー ー 499 499 499 499 数 業 1 1 1 1 ー 121 121 121 121 121 121 121 1		農		業	-	_	-	_	3, 185	3, 185
 鉱 業 1 1 1 1 - 121 121 意 建 設 業 - 4 - 260 260 製 造 業 59 50 4 55 3,765 3,820 団 商 業 21 23 5 16 4,359 4,378 382 体 違輪連信公 - 15 - 1,037 1,03		林		業		_		_	906	906
意 建 設 業 - 4 260 260 260 製 造 業 59 50 4 55 3,765 3,820 団 商 業 21 23 5 16 4,359 4,378 金融保険業 4 39 - 4 378 382 年 中一ビス業 6 9 - 6 764 770 - 般 2 6 - 2 2,194 2,197 小 計 93 147 10 83 17,468 17,551 時 出入組合 - 7 - 36 36 場 場 出合 環境衛生同 9 5 - 9 378 385 113 113 113 28 組合 第26 金属 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	任	水	産	業		-		-	499	499
製造業 59 50 4 55 3,765 3,820 日 商業 21 23 5 16 4,359 4,378 382 金融保険業 4 39 — 4 378 382 4 378 4 378 382 4 378 4 378 382 4 378 4 378 382 4 378 4 378 4 378 382 4 378 4 378 4 378 382 4 378 4 378 4 378 382 4 378 4 378 382 4 378 4		鉱		業	1	1	1	-	121	121
団 商 業 21 23 5 16 4,359 4,375 金融保険業 4 39 — 4 378 382 準輪通信公 — 15 — — 1,037 1,0	意	建	設	業	-	4	_		260	260
金融保険業 4 39 — 4 378 382 連輪通信公 — 15 — — 1,037		製	造	業	59	50	4	55	3, 765	3,820
体 運輸通信公 - 15 1,037	団	商		業	21	23	5	16	4, 359	4, 375
本 基 サービス業 6 9 — 6 764 770		金属	独保图	负業	4	. 39	-	4	378	382
サービス業 一般 6 9 6 764 770 小計 93 147 10 83 17,468 17,551 特別 協出入組合 7 - 36 36 活類業組合 - - - 282 282 被出水産業 報告衛生同 9 5 - 9 378 387 大内衛海運組 - - - 9 5 9 378 387 大内衛海運組 - - - 9 5 9 378 387 大の大部 4 - - 113	体			言公	_	15	_	_	1,037	1, 037
小計 93 147 10 83 17, 468 17, 551 時 所工組合 32 17 2 30 788 818 輸出入組合 - 7 - 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36				ス業	6	9] -	6	764	770
特別 協工組合 32 17 2 30 788 818 918 918 918 918 918 918 918 918 9		-		般	2	6	-	2	2, 194	2, 197
特別 輸出入組合 - 7 - 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36		小	計		93	147	10	83	17, 468	17, 551
別 輸出入組合 - 7 - 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36	44	商	工組	1合	32	17	2	30	788	818
法 酒類業組合 282 283 284 484 484 484 484 484 484 484 484 484		輸	出入紀	a 合 B		7	_	-	36	36
組合		酒类	頁業組	A 合		-	_	_	282	282
選	に			産業		-	_	_	7	7
会	基			上同	9	5	-	9	378	387
団 整組合 体 研究組合 商店海振興 1 △ 1 7 6 可の発組合 一 3 3 小 計 41 33 3 3 38 1,623 1,661		合				4	-	-	113	113
研究組合		整	H合.		-	-	-	-	9	9
間点内板典		研3	咒組1	⋚	-	_	1	△ 1	7	6
	144			長興	_	_	-	-	3	3
総計 134 180 13 12119,09119,212		小	ãt		41	33	3	38	1, 623	1,661
		総	計		134	180	13	121	19, 091	19, 212

(昭和 44 年度公正取引委員会年次報告 126,127頁 より引用)

- 満足すべき効果を果たしていないように思われる。 公正取引委員会の法の執行の仕方が、本来の目的を効界的に果たしているか否かについての調査、または実証的研究はない。しかし我々の経験では、
- 2 この点に関して、カルテルの一般的問題についてはすでに、「流通過程とカルテル」実務法律時報2号において指摘しておいた。
- (3) 拙稿・前掲論文二一頁以下参照。

二、事業者団体の競争制限行為に対する

法制の沿革とその性格

はじめに事業者団体の行なう競争制限行為に対する法規制の沿革と性格について簡単にふれておこう。

為をさせるようにすることを事業者団体に禁止している。 する国際的協定又は国際的契約をすることを、三号で、一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること 取引分野における競争を実質的に制限することを、二号で、不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容と 現行独占禁止法は第八条一項各号で、事業者団体に対して一定の競争制限行為を禁止している。すなわち一号で、一定の 四号で、 構成事業者の機能又は活動を不当に制限することを、最後に五号で、事業者に不公正な取引方法に該当する行

こでは、事業者の結合体である事業者団体の行為は、構成事業者の共同行為として取り扱われたのである。 団体法が主として事業者団体の行為を規制していた。 しかし昭和二八年の独占禁止法改正前においては、 すなわち独占禁止法が規制する対象は原則として事業者であつた。そ 独占禁止法は直接事業者団体の行為を規制する規定を持たず、事業者

対象としてはいなかつた。この点がアメリカの反トラスト諸法やドイツの競争制限禁止法と異なるところである。 (2) 事業者団体法は昭和二三年七月に成立したが、 事業者の共同行為を禁止し、五条で事業者による私的統制団体の設立行為を禁止し、事業者団体そのものを直接規制の 本法成立前においては、 前述の通り、 独占禁止法は、 第三条および四条

問題が論議された。 題とはならない行為まで禁止されていた。そこで事業者団体および事業者から同法に対する反対が強く、 できない行為を一八項目にわたつて規定するというきわめて厳しいものであつた。また内容的にも直接には独占禁止法上問 ところで事業者団体法は、 第四条で事業者団体の行なうことのできる活動を掲げ、更に五条で事業者団体の行なうことの 成立当初から改正

点で事業者団体法は、独占禁止法の予防的な色彩がきわめて強かつたということができる。要するに事業者団体法は、(8) 法の補助 て特別の法的規制を加えることを目的にして、事業者団体法が制定されたわけである。この意味で事業者団体法は独占禁止(6) 団体の活動を媒介として実行される場合が多いため、公正かつ自由な競争秩序の維持を完全にするために、事業者団体に対し 禁止法三条、 つてそれによつて自由かつ公正な競争秩序が侵害される危険性が存在する。いうまでもなく構成事業者の共同行為は、 れる。すなわち事業者団体は事業者の結合体であり、その活動は実質においては構成事業者の共同行為に外ならない。したが(5) 事業者団体法の制定の直接の契機は、統制団体除去政策であつたが、その目的ないし性格は独占禁止法との関係でとらえら (完)立法として位置づけられる。また前述の通り、独占禁止法上ただちに問題とならない行為まで禁止している(?) 四条および一九条によつて規制し得るが、このような共同行為は、事業者団体の活動として、あるいは事業者 独占 独占

に、経済界の意向にそつて改正され、大幅な緩和が加えられた。この改正で従来の予防的性格の規定はすべて削除され、競 ところで事業者団体法は、 サンフランシスコ講和条約により、 日本政府に立法についての自主権が回復された昭和二七年

巾な緩和がなされ、現行独占禁止法八条の規定になつた。かくして事業者団体に対する規定は、独占禁止法に対する予防的(9) 更に昭和二八年の独占禁止法の改正にともなつて事業者団体法は廃止され、独占禁止法に吸収された。この際ふたたび大 争に直接影響を及ぼす行為のみが禁止されることになつた。

禁止法の補助

(完) 的、

予防的な法として性格づけることができる。

性格を失うにいたつた。しかし独占禁止法三条、 一九条に対する補助 (完) 的性格には何らの変更はなく、 事業者の競争制

るものである。 (10) 限行為を団体的側面から規制し、競争侵害行為(状態)の排除を完全ならしめ、 公正かつ自由な競争秩序を 維持しようとす

- (1) 事業者団体法の成立の経緯については、国立国会図書館調査立法考査局「事業者団体法の成立と改正問題の経緯」、「事業者団体法の成立とその後の経 緯資料篇一、二」および「独占禁止政策二○年史」四八頁以下参照
- (2) アメリカの反トラスト法においては、trade association は、自然人や会社などと同様「者」(persons) の一種に過ぎない。また西ドイツの競争制限禁 又は市場関係に対し影響することとなる場合には無効となり(一条)、これらの無効となつた契約又は決議を無視した者は秩序違反を犯した者とされ、これ 止法においては、事業者又は事業者団体が共通の目的のために締結する契約及び事業者団体の決議は、競争制限によつて商品又は役務の取引に関する生産
- (3) 四条、五条の具体的内容については、今村成和・条解事業者団体法参照らの者は過料に処せられることになつている(三八条)。
- (4) 国立国会図書館調査立法考査局・前掲書参照。
- 5 もつて目的とする」とのみ規定しているにすぎない。 事業者団体法一条は、本法の目的を「この法律は、事業者団体の正当な活動範囲を定め、且つ、その公正取引委員会に対する届出制を実施することを
- (6) 今村・前掲書二八頁、峯村・正田・私的独占禁止法二三二頁、公正取引委員会事務局編・改正独占禁止法解説五七頁、大橋光雄・独占禁止法の改正と 進展一九〇頁。
- (7) 註(6)の文献参照。
- (8) 峯村・正田・前掲書同頁、大橋光雄・前掲書同頁。
- (9) 改正の経緯および内容については、独占禁止法二〇年史一二一頁以下参照。
- ども、団体の活動としての相対的独自性を認めて、別に規制することにしたのが本条の規定である」とし、 一項一号については、「事業者の不当な取引制 限を団体活動の面からとらえたものである」として、三条、一九条に対する補助的性格を認めておられる(一五〇頁)。同旨公正取引委員会事務局編・改正 独占禁止法解説三九頁 今村成和・私的独占禁止法(法律学全集52)は、独占禁止法八条の趣旨を、「事業者団体の活動は、 実質的には、 事業者の共同行為に外ならないけれ

事業者団体とカルテル (一三九五)

四四四

三、公正取引委員会の態度と問題点

ここでは事業者団体のカルテル行為に公正取引委員会はいかに法を執行してきたかを検討する。 便宜上昭和二八年の独占

Ⅰ 昭和二八年の改正前

禁止法改正前と改正後に分けて述べることにする。

- た審決がかなり見られる。次にこれらの事例を検討してみよう。 昭和二八年の独占禁止法の改正前においては、 独占禁止法三条後段および旧四条と事業者団体法五条を同時に適用し
- あり、 類を配分し、 じた時は希望の有無にかかわらず半ば強制的にその割当量を決定していた。 0 に、 央酒販株式会社 酒類配給公団の元職員三名が、公団廃止後の酒類販売の指定免許獲得の手段として昭和二四年七月一日設立した株式会社で 他の酒類については、 銘柄清酒については、これを入手し引渡し、被審人中央酒販は、 最初の事例は中央酒販株式会社ほか一三名に対する件(1) 酒類一般の購入、 被審人らは中央酒販よりのみ、その需要酒類を購入していた。また被審人らは相互に協定した販売地域にお (事業者団体) とその構成事業者である酒類販売業者一二名である。被審人中央酒販は、 販売を行なつていた。ところで当時酒類の入手が困難であつたため、被審人等は、 被審人らの会合、 協議に基いて、その希望並びに各出張所の顧客の特殊性を勘案し、 (昭二五 被審人らの出資額並らびに実績を考慮して配分し、 (判) 三三号、 なお中央酒販は、 昭二五、九、 被審人らにのみ、 七審決) である。 前記酒類販売業者と 中央酒販のため 又、滞貨が生 その入荷酒 被審人は中 そ
- 行為は、 以上の事実に対し公正取引委員会は、 事業者団体法五条一項一三号に違反し、また被審人らは、共同して販売数量を制限しまた顧客の制限を行なつたと 中央酒販を事業者団体であると認定した上で、 右に述べた酒類の購入、 分配、 販売

てのみ販売を認られていた

それに基づいて行なつた事業者団体の行為に分け、前者に独占禁止法三条、 者団体法違反に他方では独占禁止法違反に問われたわけである。ただし本件では一連の行為を分解し、構成事業者の協議と 購入機関とみ、 八名に対する件(2) して独占禁止法四条一項二号、三号および三条後段の規定に違反すると審決した。同じ事例として東京酒問屋株式会社ほ かかる事業者団体が構成事業者の協議に基づいて酒類の構成事業者への配分を行なつたことが一方では事業 (昭二五 (判)、三二号、 昭二五、一〇、一六審決)がある。これらの事件では、 四条を、後者に事業者団体法を適用してい 事業者団体を構成事業者の共同 カュ

決議) 討議の結果、 代表者の出席の下に、グリースの原料である脂肪酸の値上りに関連してグリースの販売価格の値上げ問題を採り上げ、 の親睦団体で、 (2)に独占禁止法三条、 これに対しグリース同交会外一七名に対する件(昭二五(勧)一号、(3) 「成丈けグリースの統制価格を守つて値引きなどせずにやつてゆこう」との申合せを 行なつた。 被審人らほか一名計一八名によつて構成されている。 四条と事業者団体法を同時に適用している点で注目される。グリース同交会はグリース製造業者 昭和二四年一二月七日臨時総会が開催され、 昭二五、 -Q 一七審決)では同一の行為(総会の この事実に対 一七社の 種々

を拘束することにより、 の規定に違反している。」 参加共同行為は、共同して対価を維持する行為であり、私的独占禁止法四条第一項第一号に違反し、且つ、共同して相互にその事業活動 て事業者団体法五条一項四号に違反し、…… 三、臨時総会におけるグリース販売価格の値引防止の申合せに対する日本石油以下一七社の 「一、同交会が、臨時総会において、グリースの販売価格の値引防止の申合せをしたことは、『対価に影響を与える ための行為』 公共の利益に反して、グリースの販売分野における競争を実質的に制限するに至る行為に該当し、 同法三条後段 であつ

し公正取引委員会は次のように審決した。

正取引委員会はグリース同交会と全く同趣旨の審決を行なつた. 同時に審決が下された石油配給打合会事件(4) (昭二五(勧)二号、昭二五、一〇、一七審決)も同種の事件である。 この事件に公

(3)更に日本真珠振興会ほか三一名に対する件(昭二五(判)二六号、(5) 昭二六、 四、二三審決)に事業者団体法と独占禁止法が

四五(一三九七)

事業者団体とカルテル

断するときは、 運動に助力しており、 を演じており、 会の目的とする真珠の輸出振興に関連するものであり、被審人振興会の会長および理事が本件違反事実に関して重要な役割 的独占禁止法三条後段にも違反すると審決し、 0 る者は単独で入札することに変更し入札した。 中従業員二○名以下を使用する養殖業者は一九名以下で一ブロックを作り、その代表者が入札し、従業員二○名以上を使用す ことに話がまとまつた。かくして各ブロックの代表者またはそれに代る原供出者が振興会会議室に会合した結果、 原供出者全員で分配しようと話合いになり、その方法として、各ブロックごとに代表者を選んでその代表者が入札に参加する 全部を一括担保として銀行から融資を受けて決済し、落札真珠は、 量の真珠が一時に市場に出てその市価に影響を与えることを避けるため、かつ、粗悪品がそのまま海外に流出すれば、 の声価を落すことになることを避けるため、 の真珠を原供出者に対してのみ、入札によつて処分することを決定した。ところで右入札処分に際し、 事業活動を拘束することにより公共の利益に反して真珠売買の取引分野における競争を実質的に制限するものであり、 わなければならないから私的独占禁止法四条一項一号、二号および三号に、また被審人らの行為は、 の所属者およびその他の被審人らが、共同して真珠の対価を維持し、 前記日本合同真珠株式会社に手持の真珠を供出したものである。以上の事実に対して公正取引委員会は、被審人各ブロ 被審人振興会もまた本件入札に関する申合せに関与したものとみるを相当とし、被審人振興会は、 金融運動についてはその活動はすべて被審人振興会の役員で、ことに入札参加資格のない、 事実は次の通りである。 現実に入札した一七名のうち、 放出真珠の全量を、 昭和二五年一月、 なお被審人は、真珠の養殖、加工、輸出、小売業者を会員とする日本真珠振興会 振興会については、「本件真珠の入札に関する申合せの目的は、 その過半数は振興会の役員または会員である。 閉鎖機関整理委員会は、 原供出者全員でなるべく安く落札し、 市価を低落させないように逐次処分して、その利益 その販売数量、 閉鎖機関日本養殖真珠株式会社所有 販路および顧客を制限したものと これらの事実を綜合判 その代価は落札真珠 原供出者の間で、大 共同して相互に、 副会長両名が該 被審人振興 真珠の対 原供出 真珠 私 そ

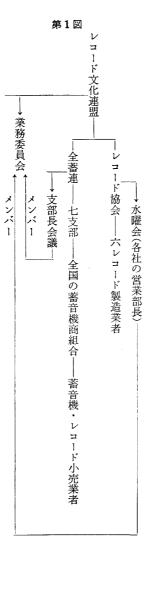
価に影響を与えるための行為をしたものといわなければならない」として事業者団体法五条一項四号に違反するとした。

団体法違反に問うたものである。被審人振興会会員以外の者も参加していたためにかかる理論構成になつたのであろうか。 本件では、違反行為の主体を申し合せを行なつた原供給者とした上で、振興会(事業者団体)がこれに関与したとして事業者

全国の蓄音機商組合を会員として全国に七支部を置く事業者団体)、レコ ード 文化連盟 (レコード協会および全蓄連により構成されてい 事件である。 ード価格の引下げおよび取引条件改善の要求があつたため、 る事業者団体)およびレコード協会の構成事業者であるレコード製造業社六社である。昭和二六年一二月末、全蓄連からレコ 次にあげる日本コロンビア株式会社ほか八名に対する件(昭二六(判)五号、昭二六、一〇、五審決)はきわめて興味ある(6) 被審人はレコード協会(レコード製造業者および蓄音機製造業者を会員として構成されている事業者団体)、全蓄連 レコード文化 連盟の 業務委員会 (レコード文化連盟の一委員会で (日本

あつて、レコード協会の水曜会-

――レコード製造業者の営業部長の会合――のメンバーおよび全蓄連の各支部長を委員とする。なお第1図



確認した。その後レコード 製造業者はレコードの価格引上げを企図し、 参照。)において協議し、その結果価格すえ置き、 地方運賃の全額製造業者負担、 水曜会で度々検討し、 レコード返還率の引上げを決定し理事会で レ コードの値上げを決定し

事業者団体とカルテル

四七(一三九九)

ていた。 委員会が開催され、改訂価格をそのまま承認したほかその施行期日その他の取引条件を決定した。 の専務理事が出席し、 了解しつつ自らもこれと歩調をそろえ、 よびその他の機会において互に他のレコード製造業者の改訂価格を探知し、 れ臨時総会または理事会を開いて、 合において被審人レコード協会に伝え、 務委員会開催の通知、 そこで連盟の業務委員会幹事(全蓄連関東支部長)に業務委員会を開催したい旨を伝えた。そこで全蓄連は各支部長に業 以上の事実に対し公正取引委員会は次の通り審決した。 また組合から組合員に通知され実施された。 その求めにより前記改訂価格表を出席者に配布し、 ならびにその前日に各支部長会議を開催する旨通知し、 支部長会議、業務委員会にそなえた。他方レコード製造業者は、 同協会はこれを一表に取りまとめた。 各種規格のレコードについてほぼ同一の卸売および小売価格を採用し、 なお製造業者と販売業者の間には、 製造業者の価格値上げの希望を伝えた。 他もまたほぼ同価格で販売するであろうことを ついで全蓄連の支部長会議で、 各支部および各支部管下の各組合は、 再販売価格維持契約が締結され この決定は支部長から管 数次の水曜会の会合お ν 水曜会の会 コード協会 翌日業務 それぞ

ド製造業者、ならびに被審人ほかレコード販売業者らが、共同してその事業活動を遂行することにより、 製造業者ならびに販売業者の各販売の取引分野における競争を実質的に制限しているものであつて、被審人らレコード製造業者は私的独 ۱ ۲ コード製造業者相互間の販売競争を回避し、かつ、レコード販売業者との契約に基き、右のごとくして決定された小売価格をもつてレコ をそろえて、 は、我国レコード製造業者のすべてである被審人らレコード製造業者が、レコードの卸売ならびに小売価格その他の取引条件をそれぞれ「一、……業務委員会と全蓄連との間の価格すえ置きに関する協議、水曜会の会合または 業務委員会の 開催等を 総合して みる とき -販売業者に販売せしめ、またレコード販売業者も右契約に従つて、被審人らレコード製造業者から指示された小売価格をもつて販売 卸売ならびに小売価格を決定し、維持し、あるいは引き上げ、その他の取引条件を決定し維持し、因つてもつて被審人らレ 公共の利益に反して、

占禁止法三条後段の規定に違反するものであり

号の規定に違反するものであり、また被審人レコード連盟は、レコードの対価に影響を与えるための行為をしている点において、 …これらの者(レコード販売業者と製造業者)の間の対価を統制し、 号に該当する事項を内容とする協定をしている点において、 被審人レコード協会と被審人全蓄連とは、レコードの改訂価格実施に至るまでの間において、私的独占禁止法第四条第一項第一 いずれも事業者団体法第五条第一項第二号の規定に違反するものであり、 もしくは統制するおそれがある合意をしている点において、 同項四 同項三

号の規定に違反するものである。」

では事業者団体の決定もその構成事業者の共同行為としてとらえることができるものとしている点で注目される ものと考えられたためであろう。ただ本件は、販売業者に関するかぎり、 員を被審人とすることは、数の上で不可能であり、また製造業者と各事業者団体に排除措置を命ずれば、 業者については、これを被審人とはせずに、製造業者と事業者団体を被審人としている。これは全国のレコード販売業者全 行為の本質をとらえている点で注目される。 会および全蓄連の構成事業者たるレコード製造業者と販売業者の共同行為としてとらえているところに本件の特徴があ 事業者団体であるレコード協会、 全蓄連、 しかし本件では、 レコード連盟の機関の決定を、これらの組織および行為を通じてのレコード協 レコード製造業者と販売業者の共同行為としているが、 直接構成事業者が参加しなくとも、 競争が回復される ある事情の下 販売

等を決定した。以上の事実に対して公正取引委員会は、「横浜護謨製造株式会社以下が いわゆる 専務会議を通じて具体的な された。 方法につき確定した。 構成員各社の代表と協会専務理事が会合し、 年六月以降のゴム業界の不況に対処するため、第八回理事会で操短問題が正式の議題として取り上げられたのと関連して、 業者団体が参画したという理論構成をしている。事実は、 (5)次の横浜護謨製造株式会社ほか六名に対する件(昭二七(勧)一号、昭二七、九、三〇審決)では、(7) 更に六社代表と協会専務理事の懇談会が開かれ、 次いで総生産量に対する各社の割当比率につき、 一ヶ月適正生産量および各社の操業限度の決定方法および操短の実施状況点検 操業短縮実施上の諸原則を確認し、 日本自動車タイヤ協会(横浜護謨他五社で構成)において、 協会専務理事の調整努力の結果、 販売価格、 構成事業者の協定に事 タイヤ協会の役割 六社の了解が達成 昭和二六

四九(一四〇

成をとつている。(8) 定の取引分野における競争を実質的に 制限している 点において 同法第三条後段の 規定に違反している」と審決し、 共同操短に関する協定をなしたことは、私的独占禁止法第四条一項第二号の規定に、また……販売価格を協定したことは同 たそれが構成事業者の機能もしくは 活動を制限している 点において 同条同項第八号に 違反している」と審決した。本件で の調整に努め、 条同項一号の規定にそれぞれ違反しており、更に右のごとき協定をなしかつこれを実施したことは、公共の利益に反して一 ならびに三月一○日以降において、タイヤ協会の果たしている役割から見て、当然事業者団体法五条一項二号に違反し、 イヤ協会については、「タイヤ協会の林専務理事が専務会議に出席するとともに 割当比率の決定に関し 各社間の連絡と利害 公正取引委員会は専務会議を一応タイヤ協会と区別し、タイヤ協会構成員の共同行為にタイヤ協会が参画したという構 また調査員の調査実施に関するタイヤ協会の役割を定めたこと等は、タイヤ協会における林専務理事の地位 またタ

- 昭和二五年の春まゆ、 われたが、この際春まゆの場合五社の代表が参加して共同して意見を開陳し、秋まゆの場合四社の代表が参加して共同して (6)前述の横浜護謨製造株式会社ほか六名に対する件と同じ理論構成を行なつている。 三条後段違反を問い、協会に対しては対価決定の協定に参加したものとして事業者団体法五条一項二号に違反すると 最後の事例は片倉工業株式会社ほか一六名に対する件(9) 公正取引委員会は、 |秋まゆの標準掛目の決定が埼玉県製糸協会 (被審人一五名によつて構成) 会長と県養連の役員の間で行な 掛目決定に参加した者の間の共同行為(対価決定)であるとして 独占 禁止法 四条一項 (昭二五 (判) 六二号、昭二七、一二、一五審決) である。 事件
- なお本件以後、 同一行為に独占禁止法と事業者団体法を同時に適用し、 事業者団体とその構成員に同時に排除命令を下し

た事例は存在しない

以上分析してきた事例はいずれも独占禁止法三条ないし四条と事業者団体法五条一項各号を同時に適用した事例であ

るが、形式的にあるいは概念的には(構成要件の問題としては)両者を同時に 適用できるにも かかわらず、 いずれか一方のみ

しか適用していない事例も存在する。次にこれらの事例を簡単にみることにしよう。

(1) 独占禁止法のみを適用した事例

されるが、あえて事業者団体法を適用するまでもなく、独占禁止法の適用のみで、公正かつ自由な競争が維持されると考え 業協同組合の総立総会における構成事業者の、砂糖取扱担当区維持の決議を、共同して販売数量、 として独占禁止法四条および三条に違反するとした。総会の決議に独占禁止法のみを適用している点で(前述台⑵参照)注目 後藤忠三外五五名に対する件(10) (昭二四(判)八号、昭二四、一二、二三審決)で、公正取引委員会は、 販路又は顧客を制限した 被審人大阪砂糖荷受卸商

② 事業者団体法のみを適用した事例

たのであろう。

(昭二六(判)一○号、昭二六、九、一○審決)=価格引上げおよび維持、 逆に総会ないし全員出席の会合(ただし事業者団体主催の)に事業者団体法のみを 適用した 日本安全剃刃工業会に対する件(エ) 関西食肉加工連盟に対する件(昭二六(判)一一号、昭二六、(当)

一二、一八審決) = 最低卸売標準価格の決定、 東京理容師協同組合城東支部に対する件(昭二八(判)八号、昭二八、九、二八審(い3)

決) = 理容料金引上げ等がある

協会に対する件(昭二八(勧)一号、昭二八、八、二八審決)=支部長会議、千葉県北部理容師会に対する件(昭二八(勧)三号、昭二八、(5)(15) また役員会または理事会ないしは代議員等の価格決定の場合には事業者団体法のみが適用されている。例えば愛知県興業

八、三一審決) =役員、東京都理容師協同組合荻窪支部に対する件(第) (昭二八 (判) 六号、昭二八、九、二八)=役員プラス一部支部

東京都理容師協同組合杉並中央支部に対する件(昭二八(判)七号、昭二八、九、二八審決)=役員等がある。(エト)

なお事業者団体法のみを適用したが、構成事業者をも被審人として排除命令を出した興味ある事例がある。(9) 大阪綜合食品

事業者団体とカルテル

事業者団体とカルテル

株式会社外二五名に対する件(窓) (昭二四(判)一〇号、昭二五、九、二九審決)と日本昆布協会ほか五九名に対する件(②) (昭二五(判)

当該事業者団体のみに限られるべきであつて、 違法であると主張しているが、事業者団体の定義を規定している事業者団体法二条の趣旨は、 昭二六、九、二八審決)である。これらの審決で公正取引委員会は、「被審人等は、 本件において被審人会社の役員及び営業所主任等を被審人としていることは 事業者団体法違反事件の当事者は、 結合せる事業者を捉えてこれ

を事業者団体としているのであつて、事業者の結合の様態、その結合の強弱等は、これを問わないものであり、

事業者の結合体そのものが、これを構成する分子とは別個独立に社会の構成分子として認められる程度

の全趣旨からみて、

決定することができるものと解釈する」と審決した。しかしこの考え方は東京高裁で否定された(大阪綜合食品株式会社ほか(8) した程度又はその者の当該団体における地位及びその違反事実に対する排除措置等を考慮して、適当と認める処に従つて、 い。しかして当該事件の当事者をいかなる範囲のものとするかは、当委員会が具体的事件ごとに、その者が違反事実に関与 の組織機能を有する場合に、 事業者の結合体そのものばかりでなく、これの構成分子をも当事者とすることができるものといわなければならな これのみを規律の対象としているものと解釈することはできない。従つて、同法違反事件の当

規定を設ける契機となつた。 この八条の二の解釈として、構成事業者および役員を被審人に出来るという立場もある。

二六名に対する件・昭二五行(ナ)二〇号、昭二六、一一、三〇判決)。この判決が昭和二八年の独占禁止法の改正の際八条の二の

以上昭和二八年の独占禁止法改正前の事業者団体の行なつたカルテル行為に対する公正取引委員会の法の解釈、 適用

は別として、 の態度を分析してきたが一応次のようにまとめることが許されよう。まず、それぞれの事件に対する法適用の妥当性の有 止法三条ないし四条と事業者団体法を同時に適用した事例については次の諸点を指摘することができよう。 公正取引委員会は、 各事件に応じてかなり弾力的に法の運用を行なつていたことが指摘できょう。 ⑴何らかの形 次に独占禁

全員が直接決定、

実行に関与している。

(2)構成事業者の数が比較的少ない。

(3)独占禁止法三条後段、

四条が中心で事業者団

体法の適用は補助 完 的性格が強い。

- 公正取引委員会審決集二巻九七頁以下。本件の評釈については今村成和・条解事業者団体法四八頁以下参照
- 公正取引委員会審决集二卷一五七頁以下。
- 3 公正取引委員会審決集二卷一六三頁以下。
- 4 5 公正取引委員会審決集三卷三一頁以下。 公正取引委員会審決集二卷一六九頁以下。
- 6 例評釈については拙稿「取引段階を異にする事業者間の不当な取引制限」独禁法審決・判例百選・別冊ジュリスト二六号三四頁以下参照 公正取引委員会審決集三巻一○七頁以下。なお本件は縦のカルテルを公正取引委員会が認めた事例の一つとしてよく引用されるものである。本件の判
- 7 公正取引委員会審決集四卷六○頁以下。
- 8 かかる法の適用には批判がある。今村成和・前掲書一五三頁以下。
- 9 公正取引委員会審決集四卷八六頁以下。
- 公正取引委員会審決集一巻九三頁以下。
- 公正取引委員会審決集三巻八二頁以下。
- 公正取引委員会審決集三巻一五〇頁以下。 公正取引委員会審決集五卷五八頁以下。

12

- 14 公正取引委員会審決集五卷四五頁以下。 公正取引委員会審決集五巻四九頁以下。
- 公正取引委員会審決集五卷五二頁以下。
- 公正取引委員会審決集五卷五五頁以下
- 行為に該当しない事件であるかもしれない。なおこれらの審決評釈として、馬川千里・審決を中心とする独占禁止法の研究一六七頁以下参照。馬川氏はこ れらの事件は一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為であると指摘している。 なお以上の事件では、構成事業者が、当該取引分野の全事業者の何%を占めていたかについての事実が明らかでない。したがつてもともと三条の共同
- 除命令を下す必要性があつたのであろう。この点では、当時の公正取引委員会の法の執行に対する積極的態度がうかがえる。 ただし、これらの事件は、直接私的独占禁止法三条ないし四条に関係するものではない。それ故にこそまた構成員をも事業者団体法で被審人とし、排
- 公正取引委員会審決集二卷一三八頁以下。
- 公正取引委員会審決集三卷八六頁以下。

(一四〇六)

- (22) 公正取引委員会審決集三巻一九六頁以下
- (2) 独占禁止法研究会「独禁法の排除措置」公正取引二〇一号二七頁以下参照

Ⅱ 昭和二八年の改正以後

- 告を事業者団体に命ずるだけである。 等による決定の場合、 占禁止法八条一項一号あるいは三号 (競争の実質的制限にいたらない場合)を 適用し、 を同時に適用した事例は全く存在しない。 る事業者の結合体であつて、 自由があつたか否か、すなわち実施が個々の事業者の決定にまかせられたか否か、更に構成事業者の数が多いか否か等をま 価格の決定)の決定に、 また、販売価格の決定の破棄と、会員および需要家への破棄のための措置の周知徹底、 ているものであつて、 の○○価格を決定し、会員に実施させているものであり、これは○○におけるAの販売分野における競争を実質的に制限し つたく区別しない。公正取引委員会は審決書で、「Xは会員の事業者としての共通の利益を増進することを 主たる 目的とす 昭和二八年の独占禁止法改正以後、 私的独占禁止法第八条一項第一号の規定に違反するものである」と審決するだけである。 更に構成員の承認があつたか否か、また事業者団体の決定を実施する場合、 全員が直接参加しているか否か、役員等の決定による場合、構成員の要望に従つたか否か、また役員 私的独占禁止法第二条第二項に規定する事業者団体に該当するところ、Xは会員の製造するA 事業者団体の行なうカルテル行為に対して、独占禁止法八条一項一号と三条後段 公正取引委員会は、 事業者団体の行なりカルテル行為をただ形式的、 カルテル 行為 以上の措置の公正取引委員会への報 個々の事業者が、 (例えば構成事業者の販売 機械的に独 排除措置も 採否の
- 定に参加した場合とそうでない場合たとえば役員等の機関による場合に分けることから始めよう。 に多くのヴァリエイションがあるかを示し、またそこにおける問題点を指摘してみよう。まず事件は、 では次に昭和二八年の改正以後の八条一項一号違反事件を、意思決定のプロセスを中心に分類分析し、 全員が直接に意思決 各事件にい

A 事業者団体の構成員全員が意思決定に参加した場合

り、絵がこよる場で

具体的には⑴通常総会、四臨時総会、⑴創立総会による場合があるが、 臨時総会による場合がきわめて多い。 この 類型

(総会による場合) に入るものは約四七件ある。

会の試案、懇親会の案、等が区別される。 を一任する場合、例えば営業部会、理事会、 総会で決定する場合のプロセスであるが、ਿ総会で発議し具体的内容まで決定する場合、同下部機関に具体的内容の決定 部長会等。|||7下部機関その他の案を総会で決定する場合、例えば価格協定委員(3)

② 総会に代る全員参加の会合による場合

例えば、全体会、全店会、連絡会等。この類型は九例ある。 この場合これらの会合による決定は総会の決定と同様に事実上取り扱われているかまたは規約にその旨定められている。

(3) その他

昭二八、九、二八審決)、(中社長会と需給委員会(各社の営業部長を構成員とする)の合同部会=炭素協会電極部会に対する件(8) 四四(勧)一七号、昭四四、一二、九審決)、 (/)大部分 あるいは 全員出席の会合=社団法人日本図書教材協会テスト部会に対する 以上の他、次の如き全員の関与した事例がある。(イ)臨時集会=東京都理容師協同組合成東支部に対する件(昭二八(判)八号、(で) 韶

件(昭三八(勧)二号、昭三八、七、二七審決)、 宮 城 県 理容環境衛生同業組合古川支部に対する件 (昭四一(勧)六号、昭四一、七:(8) 一五審決)、 | 臼組合の中の関係のある組合員の全員の会合=二本松三業 組合 に 対する件 (昭四三 (勧) 二三号、 昭四三、一一、

四審決)、 (お事業者団体の構成部会の合同会議=日本サッカリン工業会に対する件(昭四一(勧)九号、昭四一、七、二九審决)(へ)(3)

懇談会又は懇親会の決定=静岡県食肉環境衛生同業組合熱海支部に対する件(昭四○(勧)三二号、昭四一、一、一一審決)、 日

事業者団体とカルテル

五五 (一四〇七)

事例(<)は問題があろう。日本写真工業会事件で、公正取引委員会は、「メーカー懇談会が写真機の 小売価格を協議、 本写真工業会に対する件(4) しているとしか思われない。もちろん懇談会の決定であつても、 競争を実質的に制限しているものであつて……」と審決しているが、構成事業者の共同行為をわざわざ事業者団体の行為と していることは、……工業会が会員製造業者の写真機の販売価格を決定し、もつて国内における写真機の販売分野における しかし構成事業者の共同行為としての本質を無視して了うところに問題がある。 (昭三六(勧)一号、昭三六、四、六審決)等がある。この類型は約八例ある。この類型では特に最後の 団体的側面から同時に事業者団体の行為として理解するこ 決定

連盟東京支部に対する件 は構成事業者数は一○名であり、 者団体が構成されており、その全員出席の会合で決議がなされた場合には、構成事業者の協定、したがつて共同行為として である。 項一号違反事件一一三件 の性格がきわめて強いといわなければなるまい。そして個々の構成事業者に対して排除措置を命ずる方が、 以上は全員の参加した会合(規約上正式のまたは正式ではない)による決定の事例であり、合計六二件あり独占禁止法八条 構成事業者の数が比較的少ない場合であろう。例えば、かもめ会事件(16) もちろん 数の多少によつて共同行為の成否の評価が左右されるわけではないが、きわめて少数の事業者により事業 (昭四四(勧)二三号、昭四五、一、二一審決)では一三名、 炭素協会電極部会に対する件では 何と八名 (昭和四五年三月三一日現在)の約半分を占めている。 徳島県種苗研究会に対する件(昭四四(勧)一九号、昭四四、一二、九審決)では一〇名、石油(エン) (昭四三(勧) 二四号、昭四三、一一、二一審決)で 特にこの類型で問題とされなければならない 事業者団体に命

ずるより競争の回復という点からみれば効果的である。

このように、

構成要件の観点からもまた効果的法の執行の観点から

も独占禁止法三条の適用が望ましい。この点については後述する。

В 事業者団体の構成員が直接意思決定に参加しない場合

この 類型は具体的には、 構成事業者の選出した代表、 すなわち役員等によつて構成される総会以外の機関による決定であ

る。 (1)総代会 -構成事業者の多い場合に採用される。 例えば香川県LPガス保安協会に対する件(9) (昭四五(勧)二号、

昭四五

二、二三審決)では構成事業者数が約七○○名で、総代会が総会に代つて重要事項を審議決定している。

(2)

部会長会議

――これも構成事業者の数が多く、事業者団体の地域的下部機構として部会を設けている場合に採用され

る。 二八名であり、八部会が置かれており、正副支部長、部会長、 例えば、 福岡県プロパンガス販売商業組合福岡支部に対する件(30) 監事および会計で部会長会議が構成され、この決定が支部の (昭四五(勧)三号、昭四五、三、二五審決)では組合員は四

決定とされている。

- (3)理事会
- (4)役員会

(5)

幹事会

- (6)専門委員会――例えば業務委員会、 協調委員会等。
- これらの場合の意思決定のプロセス、 実施のプロセスを見ると次のような場合が注目される。
- (1)構成事業者の意見(希望)に基づき決定した場合、 および 構成事業者の決定を前述の機関で決定または承認した場合
- (2)総代会の決定を支部の会合で決定した場台、理事会等の機関の決定を全員の会合で承認した場合
- (3) 決定事項の実施を個々の構成事業者の理由にまかせた場合

(4)

事業者団体とカルテル

構成事業者の数が少ない場合がやはりこの類型の場合も問題となろう。ただこの場合には構成事業者の代表達によつ

五七

て機関が構成されている場合が多い。これらは本来はAの類型に分類されるべきであろう。

以上の各場合の代表的事例を次に挙げてみよう。

(1)の事例

(1) 構成事業者の意見に基づいた場合

山口県プロパンガス協会下関支部に対する件(ユス) (昭三九(勧)一六号、昭三九、一二、二四審決)

員会で、 スの小売価格の引上げについてなんらかの対策をとるよう要望されたので、昭和三九年八月一一日から同年九月二三日まで 下関支部は、 各地区の会合における意見を参考にしてプロパンガスの小売価格を決定した。 各地区ごとに支部員の会合を開催し、支部員のプロパンガスの販売価格について意見を聴取した。下関支部は、 同地区を六つの地区に分割し、各地区に地区委員を置いている。ところで下関支部は支部員からプロ バンガ

ため、事業者団体が間に立つて構成員の意見を集めそれをまとめて役員会で決定しているものと考えられる。 る件(昭四○(勧) 一五号、昭四○、八、一一審決)等がある。(3) 同様の事例として、小倉理容師組合に対する件(昭三九(勧)一三号、昭三九、一〇、二三審決)、秋田市中央理容組合に対す(23) これらの事例は、 会員数が多いため全員で決定することが困難な したがつて実

(11) 構成事業者の決定を役員会で決定した場合 質的には事業者団体を核にした構成員の価格協定といえよう。

板紙連合会に対する件(2) (昭三四(勧)一号、 昭三四、 Ł 六審決

部会・白板一三社はそれぞれ外装用ライナー、 板紙連合会はライナー部会(一五社)と白板部会(一三社)とに分れているが、 白板紙の販売価格の引き上げを決定し、役員会でこれを決定し実施した。 ライナー部会・ライナー一五社および白板

この事件における役員会の決定はきわめて形式的なものであり、

正式の事業者団体の決定とするために正式の決定機関で

ある役員会で決定したものと見ることができよう。このような場合は完全に構成事業者の共同行為である。

(2)の事例

(1) 事業者団体の機関決定を下部機構である支部の全員会議で決議した場合

宮城県プロパンガス協会に対する件(昭四四(勧)一八号、昭四四、一二、一五審決)(%)

構成事業者数は一、三二三名で 協会は 二六地区に支部を 置いている。 協会は役員会でプロパンガスの小売価格を決定し

た。この役員会の決定に基き支部総会、役員会等の会合を開催、 小売価格を決定し、支部員に周知徹底させた

構成事業者が決定に直接参加したものとみることができ、

その限りで構成事業者の共同行為とみなすことができよう。

この事例では、支部総会で再決定されている範囲内において、

東京都豆腐商工組合中野支部に対する件(昭三九(勧)一七号、昭四〇、(38) 一、七審決)

構成事業者数一二○名。支部総代会で豆腐油揚類の小売価格を決定。実施期日は各班ごとに定めることにし、各班は全員

の会合である班会を開き実施期日を定め、これを実施した。

のと考えるのが自然である。本質はやはり構成事業者の共同行為である。 この事例では実施期日を各班ごとに決定しているが、その前提として当然に決定された小売価格の承認がなされているも

(11) 理事会の決定を組合員全員の会合で承認した場合

北海道ちり紙工業組合に対する件(昭四四(勧)昭四四、七、二四審決)

理事会で決定し、組合員全員(七名)の会合で承認した事例。実体は組合員の共同行為である。

(3)の事例

実施を個々の構成事業者にまかせた事例

事業者団体とカルテル

秋田市中央理容組合に対する件

員会で、 理容組合(会員数一四〇名)は、度々役員会で調髪料金を決定し実施してきたが、昭和三九年一一月一八日開催された役 理容料金の改正を議題の一つとして協議した結果、⑦組合員全員から意見を徴すること、①徴集方法については各

区長に一任し、各区長は徴集結果を次回の役員会に報告することを決定した。

三日から、大人調髪料金三○○円を基準として、個々の判断により理容料金の引上げを行なうことを決定し、これを各区長 げることを希望していることが明らかとなつたので、協議のうえ、⑦組合員のほぼ全員が理容料金の引上げを、また組合員 種目の料金もこれに準じてそれぞれ引上げた。 から組合員に伝達させた。しかして組合員のほとんど全員が、昭和四一年一月下旬までに大人調髪料金を三〇〇円とし他の の相当数が大人調髪料金を三〇〇円とすることを希望している旨を組合員に発表すること、①組合員は、 なお公正取引委員会は、「市理容組合の行為は、 組合員のほぼ全員が料金の引上げを希望しており、かつ、そのうちの相当数のものが大人調髪料金を三〇〇円に引き上 いで市理容組合は、昭和三九年一二月二日開催した役員会において、各区長が報告した組合員の意見をとりまとめた結 組合員の意見を徴収し、その結果を発表する等の方法を用い、事実上、 昭和三九年一二月

組合員の理容料金の引上げを決定し、これを組合員に実施させているものと認められる」として独占禁止法八条一項一号違

かしながら本件は、 事業者団体の情報徴収、 公開を中心にした構成事業者の共同行為である。これらの点については次

(4)の事例

章で詳細に検討する

反であると審決した。

構成事業者の数がきわめて少ない事例

ピストリング協会に対する件(昭三九(勧)五号、昭三九、五、二五審決)(3)

会員数は三社で、国内において使用されるリングのほとんどすべてを生産しているが、協調委員会またはその委任をうけ

実施した。

金曹工業会に対する件(昭三八(勧)一号、昭三八、七、一九審決)

た同小委員会において各種のリングの販売価格を決定、

当部長または事務所長および課員、大阪業務委員会=各社の大阪支店、営業所または事務所の青化ソーダ販売担当課長または事務所長およ び課員または事務所員)で市況対策を検討し、青化ソーダの指示価格および各社の国内向け販売数量を決定、 会員数四社で、 わが国の青化ソーダ製造業者のすべてであるが、 東西業務委員会(東京業務委員会=各社の青化ソーダ販売担 実施した。

会員数は五社で、 全国生産量の大部分を生産しているが、理事会で販売価格を決定、 実施した。 塩化ビニール管協会に対する件(昭三一(勧)二号、昭三一、七、二一審決)(%)

産量の全部または大部分を占めている寡占企業であることを考えれば、こうした事件にこそ厳しい法の適用が、 回復し維持するための効果的かつ完ぺきな法的措置が要請されるのである。 これらの事例は、 構成事業者が全国市場で製造、販売を行なつている大企業であり、 しかも少数の構成事業者らが全国生 また競争を

行の際の自由の程度ならびに構成事業者の数の多少によつて、構成事業者の共同行為としての側面の強弱 様な事例が存在することが明らかとなり、一つの行為、例えば構成事業者の販売価格の決定、 持つて混在していることが明らかとなつたと思われる。そして事業者団体の意思決定への構成事業者の参加の程度および実 共同行為としての側面と事業者団体としての構成事業者から相対的に独立した独自の側面がさまざまなヴァ 以上、 事業者団体による独占禁止法八条一項一号違反事件を意思決定のプロセスを中心に分析してみた。その結果多種多 実施、 において構成事業者 に相違があること リエイションを

用することは少なくとも妥当ではないといわざるをえない。それぞれの事件に適切な法の適用と排除措置があつてしかるべ も明らかになつたように思われる。これらの多様性を評価することなしに、機械的、画一的に独占禁止法八条一項一号を適

きだと思われる。 すでに二で明らかにしたように、独占禁止法八条は本来三条および一九条の補助(完)規定である。 しかるに 八条のみを

適用している態度は本末顚倒しているものといわなければならない。

以上の事実を前提にして、かかる公正取引委員会の法の執行が妥当できないことを次に詳論しよう。

- (2) 総会という名称は用いないが、事業者団体の規約に定められた全員参加の最高意思決定機関によるもの、例えば、常会、全体会議、中央協議会、例会、 班会、部会、分科会、代表者会議、支部会等も含む。これらのものは約一七例ある。 この点については、実方謙二教授が、「事業者団体による価格決定」独禁法審決・判例百選別冊ジュリスト26号一五四頁以下で指摘しておられる。
- (3) 波形石綿スレート協会に対する件(昭三九 (勧) 三号、昭三九、三、二三審決)・審決集一二巻八六頁以下、東日本段ポール工業組合に対する件 八(勧)一六号、昭三九、一、九審決)・審決集一二巻五八頁以下、全関東団体旅館協議会に対する件(昭三九(勧)六号、昭三九、六、三審決)・審決集
- 5 $\widehat{\underline{4}}$ 佐賀県写真師会に対する件(昭四○(勧)一○号、昭四○、六、一審決)・審決集一三巻三九頁以下 吹田薬業会に対する件(昭二九(勧)一号、昭二九、二、二五審決)・審決集五巻六五頁以下

1二巻一二二頁以下等

- 6 全体会=福島県製麵協議会に対する件(昭四四(勧)二号、昭四四、一、一二審決)・審決集一五巻一六○頁以下。 全店会=大阪市朝日会に対する件(昭四三(勧)三○、昭四四、一、一○審決)・審決集**一五巻一五○頁以下・**
- 支部合同会議=東京都LPG卸売協議会に対する件(昭四○(勧)一七号、昭四○、九、七審決)・審決集一三巻六五頁以下。 例会=中部カラーラボ協会に対する件(昭四三(勧)二九、昭四四、一、一〇審決)・審決集一五巻一五〇頁以下 合同会議=埼玉県指定自動車教習所協会に対する件(昭四一(勧)一号、昭四一、二、一二審決)・審決集一三巻一〇四頁以下. 連絡会=東京カラーラボ会に対する件(昭四三(勧)二七号、昭四三、一二、一八審決)・審決集一五卷一四七頁以下 火曜会・木曜会=中日本段ボール工業組合に対する件(昭三八(勧)一七号、昭三九、一、九審決)・審決集一二巻六二頁以下・
- (8) 審決集一六巻一一三頁以下。

- (9) 審决集一一巻一○三頁以下。
- (1) 審決集一五卷一二六頁以下。
- (12) 審決集一四巻二六頁以下。
- (13) 審決集一三巻九六頁以下。
- (14) 審決集一五巻一三○頁以下。
- (16) 審決集一六卷一一七頁以下。
- (1) 審決集一六卷三八頁以下。
- (2) 審決集一六卷一八六頁以下。
- (21) 審決集一二巻一五三頁以下。
- (22) 審決集一三巻五五頁以下。
- (24) 審決集一○巻一二五頁以下。
- (26) 審決集一二巻一五六頁以下。
- (27) 審決集一二巻一○六頁以下。
- (2) 審決集一一巻九九頁以下。

審決集八卷一頁以下。

四、従来の審決批判と学説の動向

がら事業者団体は、 事業者団体は構成事業者の結合体であり、事業者団体の活動はその本質において構成事業者の共同行為である。しかしな それ自体独立した存在として、 個々の構成事業者から相対的な独自性を有し、 ある程度の独自の行為を

兰

依存している。利益共同体としての事業者団体は構成事業者の意向を無視して行動することはできない。かくして事業者団(2) 行なう。とはいえ事業者団体の活動は構成事業者の要求と、この要求を満たすことにどれだけ多くの事業者が同意するかに(1) 体の活動は相対的に個々の構成事業者から独立しながら、構成事業者の合意に支えられた構成事業者の要望を満たすための まざまのヴァリエイションを持つて一つの行為に統合されている。このような性格と本質を有する行為が競争制限的影響を 定の市場に与える場合には、それぞれの行為の相違を考慮して、団体とその構成事業者の両者に対して自由かつ公正な競 しかも三で明らかにしたように具体的事例においては、 団体的側面と個々の構成事業者の共同行為的側面はさ

者団体の行為に三条適用の可能性が指摘されてきた。そしてかかる公正取引委員会の事件処理の態度の理由として第一に立(4) にした事業者の共同行為について、独占禁止法八条一項一号のみを適用してきた。かかる態度に対して批判がなされ、事業(3) ところがすでに三で明らかにしたように、公正取引委員会は、昭和二八年の独占禁止法改正直前頃より事業者団体を中心

争が行なわれる市場を回復するために適切な排除措置を命ずることが原則として望ましい。

証上の理由があげられている

ないうるという容易さがあり、それが前記公正取引委員会の態度にあらわれていると考えられているのである。 (5) たがつて「共同意思」を必要としない。そこで八条一項一号の場合には、単に競争の実質的制限の立証のみで法の適用が行 なわち「公共の利益に反して」という要件を欠き、また不当な取引制限の行為類型である「相互拘束」、「共同遂行」を、し すなわち、独占禁止法第三条の不当な取引制限と八条一項一号を比較した場合、八条一項一号はいわゆる公益違反要件す

とされ、この団体意思=共同意思として把握できればこの点も問題とならなくなる。そこでこの点について考えてみよう。(8) り問題とならない。また「共同意思」についても、独占禁止法八条一項一号の場合にも団体意思(決議・決定)の存在が必要(7) しかし、公益違反要件については、公正取引委員会は自由競争秩序の維持=公共の利益と考えているので、この点はあましかし、公益違反要件については、公正取引委員会は自由競争秩序の維持=公共の利益と考えている(で)

ることになる――例えば価格値上げの場合を考えてみれば明らかであろう。)が故に事業者団体の 団体意思に従つて行動した場合に 事業者も自己と同様に事業者団体の決定に従うであろうことを相互に認識しあつて行動する(さもなければ経済的損失をこうむ 思を認めることができよう。 まず構成事業者全員が直接、 また全員が参加した場合でなくとも、 すなわち構成事業者は、 間接に団体意思の決定に参加した場合には当然に共同意思の存在を団体意思に認めることがで 事業者団体の決定を構成事業者が実行する場合には、 当然にその決定を望ましいものとして受け入れ、かつ、当然他の構成 実行した者の間に共同

存在が認められる場合に共同意思の存在を認めてきた。したがつて共同行為の立証には、(゚タ) 考えられる。すなわち公正取引委員会は、 かし従来公正取引委員会は、 共同行為における「共同意思」の程度について、きわめて厳しい態度をとつてきていると 事前の連絡、交渉と行為の外形上の一致との間の因果関係の存否を重視し、 事前の連絡、 交渉の具 体的 その

は、直接その意思決定に参加していなくても、

行動した構成事業者間に共同意思が存在するということができる。

て疑問である。 員の決定に、 交渉のなされた趣旨、 構成事業者が従つたという場合に、 ところが東京高等裁判所は、 目的、 時期、具体的内容——の証明が不可欠とされている。(2) 株式会社朝日新聞社ほか二六名に対する件の審決取消請求事件で注目すべき判 公正取引委員会が構成事業者間に「共同意思」 したがつて、 の存在を認めるかはきわ 事業者団体の役 事実

決を行なつている。

達制から生じる時間または労力の制約による自然発生的な地域または新聞販売店が新聞発行本社に対し、 的価値が認められるようになつた。 れとともに、 この事件の事実は次の通りである。すなわち太平洋戦争中に新聞販売が統制されるに伴い、 この地域は、 新聞発行本社と各新聞販売店の間に契約が締結され、 その後発行紙数または販売店数の増減により多少の変更を受けたが、 終戦後右地域の再編成が行なわれたが前述の慣行は存続し、 その契約に新聞販売店の排他的販売地域の定めがなされ ついには、 新聞販売が合売制となり、 その地域は新聞紙 地域そのものに一の 配達の責任を有す 別 財産 配

そ

撤廃に伴い、 との間の契約書の方式が決定され、この方式に従つて、新聞紙の販売に関する契約を締結した。 を継続してきた。 売をなしうる旨の、 る わゆる責任配達区域というが如きものではなく、各新聞販売店は、 従来の契約は失効したが、その後も、各新聞発行本社と各新聞販売店は、 同年五月以降新聞発行本社と新聞販売店の有志代表がしばしば協議を重ねた結果、 相互の明示または黙示の協定に基く一の地盤割と認むべきものであつた。ところが、 その地域内においてのみ排他的に各種新聞 従来通りの方法によつて新聞 各個の契約に当たつては、 新聞発行本社と販売店 昭和二三年の統制 の販売 の販

明示の地域の指定はなかつたが、従来通りの地域を指定する旨の暗黙の了解がなされていた。

以上の事実に対する東京高裁の判旨は次の通りである。

地域は一の地盤割となるのである。各新聞発行本社及び各新聞販売店がこの事業形態の内容を知悉しつつ一致した行動をもつてこのやり 新聞販売店は、 実は一地域には一販売店のみが販売をするべき者とされ、同一地域に二以上の販売店はなく、 各販売店は 自己の地域外に 進出する こと において排他的な地位を得るとともに他の地域においては事業活動を行なわないとの制限を果している一の事業形態をもたらし、 される各個の契約が相集つて新聞販売の取引分野を細分された地域に分割し、各地域に一販売店をおき、各販売店は互いに自己の地域内 を予期し、それによつてのみ自己の地位も保証されるものであることを相互に認識していることはみやすいところである。かくして締結 み販売し得ると同様に、他の販売店が契約によつて定める地域においては他の販売店はそこにおいてのみ事業活動を行うものであること て販売店との間に他の新聞と同一の地域を指定することになつたことを認定するに十分である。このような事実関係の下においては、各 についてのみ他と異なる地域を定めることは、販売店が一新聞のみ他の地域へ配達することを経済的に不利とするため、自然これを避け め、地域はその地域内においてのみ新聞の販売をなし得べき区域であつて、他の地域においては事業活動をなすべからざるものとして諒 地位を与えるという特段の定めは見えず、また各販売店が特に地域外において事業活動をすることを 禁ずる旨の定めもな(かつたが)、 各新聞発行本社と各新聞販売店との直接の契約関係においては、 必然他の販売店に自己の地域への進出を許すことになり、結局自己の地域をも保全し得ないこととなることを十分認識し てい たた 実際にも地域外において新聞の販売をすることは原則としてなかつたこと、また各新聞発行本社も合売制の下で自己の新聞の販売 自己が新聞発行本社(及び統制時代には統制団体)と 契約により 地域を定めるにあたつては、 ・・必ずしも各販売店に地域内において排他的に新聞販売をするべき 自己がその地域内においての

方に従つていることは前記証拠上明らかであるから、少くとも: 原告らの間に暗黙に新聞販売店の新聞販売についての地域協定が形成

されているものと認められる。

を形成するとしている点で注目されるわけである。なお本判決では、販売地域が自然発生的に生じたものではなく、協定と(エヒ) でふみ切れないとしても、 し公正取引委員会が、構成事業者間に直接、 開いたものとして高く評価し得るが、更に一歩進めて、構成事業者間の価格協定としてとらえることもできたと思われる。 業者の実行から団体意思の存在を認定したことは、 と思われる。たしかに秋田市中央理容組合事件では、 格斉一化現象とは異なる性格のものである。 者団体の決定である点でそれは人為的であり、寡占的市場における寡占的相互依存 (origopolistic interdependence) に基づく価 して構成事業者の競争制限的相互認識が集合し、全体として「共同意思」を形成すると考えることができよう。しかも事業 者も自己と同一の行動に出ることを前提にして初めて自己の行動が可能となるわけであるから、 いう人為的なものによることがポイントになつている。この理論は事業者団体の場合にきわめて有効なものと思われる。(ミョ) とるであろうことを(定められた地域内においてのみ販売活動を行なうことを)相互に認識していることが全体として「共同意思」 締結に際しての各新聞販売店の競争制限的意思が、あるいは他の新聞販売店も本社との契約に基づいて自己と同一の行動を 以上のように考えれば、 事業者団体の決定(特に役員会等の機関による決定)に構成事業者が従つたという場合には、 事業者間 (新聞販売業者)の事前の意思の連絡、交渉の事実が存在しなくても、新聞発行本社との個別的な契約 「共同意思」の問題について特に理論上の問題は存在しないものといわなければ ならない。 構成事業者が直接間接に事業者団体の意思決定に参加した場合には、 前に掲げた秋田市中央理容組合に対する件にはそのままこの理論が適用できる 意思の事前の連絡、 寡占市場における事業者団体を中心にした情報交換カルテル 事業者団体の価格情報収集活動とその結果の通知および個々の構成事 交渉が存在しない場合に、 「共同意思」を認めるところま 事業者団体の決定を中心に 事業者団体の意思を、 前述の通り他の構成事業 の道を しか 一共

同意思」とみることは従来の公正取引委員会の態度と決して矛盾するものではない。むしろ事業者団体の存在ないし介在し

ない場合より、 より容易に共同意思を立証できるものといわなければならない。

ではないと考えられる かくして独占禁止法八条一項一号違反事件に三条の適用をしないという公正取引委員会の態度は、 単に立証上の問題のみ

で排除措置を命じなければならない必要性がないという考え方である。事実このような立場を支持する者もいる。(氏) そこで次に考えられるのは、 事業者団体に排除措置を命ずればそれで目的を達し、三条を適用し、 構成事業者に対してま

対応して、個々の構成事業者に対して適切な排除措置が 命じられなければ ならない からである。 を見落している。この点に八条一項一号該当行為の本質があるとすれば、単に事業者団体に対してのみ排除措置を命ずるこ 行為は、たとえ事業者団体の行為としての形態をとつていても、その実体は構成事業者の共同行為であるという本質的な点 しかしこの考え方は重大な誤りを犯しているものといわなければならない。すなわち独占禁止法八条一項一号に該当する 公正かつ自由な競争秩序の維持という独占禁止法の目的を効果的に実現することはできない。けだし行為の本質に この関係を正田教授は、

には事業者間の共同行為としての性格に焦点が合わされなければならない」と適切かつ正当な指摘をされている。(エン) れているわけである。したがつて、本条一項一号との関係においては、事業者団体はあくまでも従たる存在であり、 置を命ずることによつて、その違法行為の除去の徹底を期することができることから、 行為を行なつたものとして扱うことが妥当であり、 「事業者団体の場でそれが行なわれる場合には、事業者団体の果たした機能のいかんによつては、 個々の事業者に排除措置を命ずると同時に、 事業者団体に対しても規制が加えら 事業者団体に一定の排除措 事業者団体も かる違法 基本的

独占禁止法も例外ではない、 法は本来社会統制 (social control)の手段であるならば、 単に競争制限的行為を違法として取り上げるだけで満足するものではなく、 法の評価はその社会統制の効果の点からなされなければならない。 これらの行為を、

本質を正しくとらえ、 る。 あ いの機能を果たしてはじめて、 るいはこれらの行為によつてもたらされた反競争的な市場の状態を効果的に排除し、自由かつ公正な競争秩序の このためには、 競争制限という結果をもたらしているその原因たる行為、 その原因排除と秩序回復、 独占禁止法は本来の目的を達成し 社会統制としての機能を 果たして いるという ことができ 維持のための最も適切な措置をとることが必要なのである。 さらにはその行為を規定している市場構造 回復、 維

きだということを主張するものではない。(18) 禁止法三条を主体に八条一項一号を補助 以上は排除措置との関係で基本的な考え方を示したものである。 (完)的に、すべての場合に適用し、事業者団体と構成事業者に排除措置を命ずべ ここで強調したいことは、 したがつて、 公正取引委員会が機械的に八条一項一号 事業者団体のカルテル行為について、 Ď み を 適用

Ļ 思の決定、 構造を持つ重化学工業分野、 に対して排除措置を命ずれば、まず満足すべき競争秩序の維持が確保できるという場合には、 び排除措置の内容はこれらの要因を考慮に入れて決定されなければならない。 しているということである。 《にも予算上のまた人員上の制約があろう。 事業者団体に対してのみ直接的に排除措置を命ずることは、 排除措置を命ずる必要はあるまい。 実施に到るプロセスにはさまざまなヴァリエイションが存在する。 すでに三で明らかにしたように、 あるいは国民の日常生活と直接関連するような寡占産業分野においては、 更に国民経済に与える影響も各事件によつて相違するであろう。 したがつて、 地方的事件であり、 事業者団体の果たす役割は各事件によつて異り、 あるいはかかる態度を支持することはことの本質を見落と また法の執行機関である公正取引委員会の活 したがつて具体的事件における被審人、 また構成員の数がきわめて多く、 あえて構成事業者を被審人と 基本線にそつた厳し しかし寡占的市場 また団体意 团

きされなければならない。 のように独占禁止法 の分野においては、 しかしこのことは法的安定性の要請と矛盾するものでもなく、公正取引委員会の恣意的法の運用 法の弾力的運用が望まれるのであつて、 mecanical jurisprudence は厳しく排げ

法の執行が望まれる。

を意味するものでもないことを注意しておきたい。

- (1) 公正取引委員会事務局編・改正独占禁止法解説三九頁
- (a) Oppenheim, Federal Antitrust Laws, p. 143
- (3) 正田・独占禁止法三九八頁、拙稿・「流通過程とカルテル」実務法律時報二号二二頁。
- 必ずしも明確ではない。 別冊シュリスト26号一五五頁等。 今村・独占禁止法一五○頁、伊従寛・独占・公正取引(経営法学全集一二)一九七頁、実方謙一「事業者団体による価格決定」独禁法審決・判例百選 これらの見解は単に構成要件の問題として論じているのか、 法の効果的執行という点も 考慮に入れて主張しているのか
- 5 正田・前掲書三九八頁、今村・前掲書一五一頁。なお新倉隆「事業者団体による構成事業者の料金決定」独禁法審決・判例百選一六一頁参照
- 例えば、湯浅木材工業株式会社外六四名に対する件(昭二三(判)二号、 昭二四、八、三〇審決)・審決集一巻八四頁。
- 7 業者と一緒に行なつているという共同の意識が共同意思」であると述べた。 独占禁止法三条の不当な取引制限成立のための「共同意思」については、拙稿・前掲論文一七頁以下参照。そこで、私は「ある行為(計画)を他の事
- (8) 正田彬編・カルテルと法律五八頁(川合克倭担当部分)。
- 9 湯浅木材ほか六四名に対する件、日本石油株式会社ほか一○名に対する件(昭二八 (判) 一号、昭三○、一二、一審決)・審決集七巻七○頁以下参照。
- (1) 菊地元一「寡占企業カルテル立証上の諸問題」経済法一○号二三頁。
- 1) 審決集四卷一四五頁以下。
- 12 実方・前掲論文および「反トラスト法における共同行為の認定について旨」北大法学論集一八巻三号はこの点で、この判決を高く評価しておられる。
- (3) 実方·前掲論文一五五頁。
- 本件の判例評釈については、菊地元一「秋田市理容組合価格協定」公正取引二〇一号三頁以下。
- (15) 実方・前掲論文一五四頁参照
- 新倉・前掲論文一六一頁。ただし、それで十分であるという事実はいまだ実証されていない。むしろ我々の経験的事実は逆の事実を示している.
- 17) 正田・前掲書八九九頁
- 個別的利害関係の調整あるいは個々人の処罰そのものを直接目的としているのではない。 望ましくないという観点から、八条違反事件であつても三条後段に該当する場合には、三条を適用すべきであるという 考え方も ある。 しかし 本来経済法 (社会法) としての独占禁止法は、各経済主体が活動する市場を、公正かつ自由な競争が行なわれるような 構造に秩序づけることを その目的としており、 なお違反者に対する可罰性の有無(独占禁止法八九条参照)、および違反者の無過失損害賠償責任の有無(同法二五条)という 不平等が 生じることは
- というのが二五条であり、また行為者を処罰することが秩序維持の上で特に必要と思われる場合に、罰則の適用を行なおうとするのが、八九条の規定であ ただ独占禁止法が目的とする秩序を侵害する行為が行なわれた場合に、その行為から損害を受けた者があるときには、その損害をできる限り救済しよう

る。 であり、この点を中心に法の解釈、運用が行なわれるべきであり、罰則、損害賠償の平等という点から行なわれるべきではない。その結果多少の不平等、 不公平が生じてもそれは全体の利益の確保のためにはやむをえぬことであろう。 損害賠償に関し不平等が生じることはたしかに望ましいことではないが、独占禁止法の目的はあくまでも個別法主体をこえた秩序維持そのもの

五、おわりに

中に高く評価すべき事例、 果、昭和二八年改正後の公正取引委員会の態度が妥当ではないことが明らかにされたと思う。と同時に従来の審決・ 法の効果的執行(effective administration of law)という観点から、 理論が存在することも明らかとされた。更に公正取引委員会が妥当な法の執行を行なうにあたつ 事業者団体のカルテル行為について検討した。 その結 判例の

ての理論上の障害が存在しないことも論証されたと思われる。

在〔 こで強調した方法が真に効果的な法の執行であるか否かはわからない。 持していかなければならない。従来の慣行にとらわれず、あらゆる実験を我々は勇気を持つて行なうべきであろう。私がこ 経済力の集中がますます促進され、各産業分野で寡占化が進行し、経済全体が寡占経済体制とまで特徴づけられている現 我々は現行法規をフルに効果的に用いて、経済的、政治的、社会的に望ましい成果を得るために市場の競争的構造を維 効果的でない方法にいつまでも固執することは望ましいことではないであろう。 しかし実験することによつてのみ実証されるのであ

(1) 新野幸次郎・伊東光晴編・寡占経済論三頁。